

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会（第3回）

次 第

〔 令和3年6月29日（火）午前10時～
Web会議（Webex） 〕

1. 自主行動計画（案）について（事務局）
2. 手形・小切手機能の全面的な電子化等に向けた取組みについて（静岡銀行様）
3. 信用金庫における手形・小切手の電子化推進について（全国信用金庫協会様）
4. UI、UXの改善に関する事例（NTTデータ様）
5. 産業界における自主行動計画のフォローアップの状況等について（中小企業庁様）
6. 質疑応答・意見交換

以 上

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会名簿

令和3年6月29日現在

委員	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	小出 篤	学習院大学法学部教授
	小林 明彦	片岡総合法律事務所パートナー弁護士／中央大学法科大学院教授
	加藤 正敏	日本商工会議所中小企業振興部長
	土井 和雄	全国商工会連合会政策推進部事業環境課長
	今村 哲也	全国中小企業団体中央会政策推進部副部長
	鈴木 陽	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部統括主幹
	山下 正通	金融庁監督局銀行第一課長
	呉村 益生	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	亀井 明紀	中小企業庁事業環境部取引課長
	清水 英嗣	(株)みずほ銀行執行役員事務企画部長
	向井 理人	(株)三菱UFJ銀行執行役員事務企画部長
	内藤 泰介	(株)三井住友銀行事務統括部長
	滝澤 聡康	(株)静岡銀行常務執行役員事務サポート部長
	細野 拓朗	(株)北洋銀行常務執行役員事務企画部長
	上田 正	三井住友信託銀行(株) 法人企画部統括主任調査役
	森田 泰彰	一般社団法人全国信用金庫協会業務推進部長
	鈴木 明美	大東京信用組合理事総合企画部長
	弘中 達也	労働金庫連合会業務部長
	水野 孝昭	農林中央金庫 JA バンク業務革新部長
	君塚 浩二	(株)商工組合中央金庫資産サポート部長
	土師 潤	(株)全銀電子債権ネットワーク代表執行役社長

オブザーバー 河上 理央 (株)NTT データ第五金融事業本部 決済 IT サービス事業部全銀統括部全銀担当部長
新郷 貴司 (株)日立製作所金融営業第二本部第一部長
大戸 邦浩 日本ユニシス(株) ファイナンシャル第一事業部営業四部長
渡辺 諭 法務省民事局参事官
白取佑佳子 日本銀行決済機構局企画役
傳 昭浩 (株)ゆうちょ銀行事務統括部長

事務局 上野 義明 一般社団法人全国銀行協会委員会室長
((株)三菱 UFJ 銀行経営企画部会長行室長)
小川 幹夫 一般社団法人全国銀行協会事務・決済システム部長

(敬称略)

第3回「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」資料

自主行動計画（案）について

令和3年6月29日
一般社団法人全国銀行協会

〈目次〉

I. 自主行動計画の策定・公表に向けて	P. 2
II. 業態ごとのフォローアップについて	P. 5
III. Appendix	P. 8



I . 自主行動計画の策定・公表に向けて

I - 1 .自主行動計画の策定・公表に向けて

- 第2回会合における意見募集結果を踏まえ、資料4のとおり骨子案を修正した
- ついては、修正案の内容について、メンバーの皆様からご意見等をお寄せいただきたい【提出期限:7月2日(金)17時】(提出方法は、「検討会の運営」(第1回会合で提示)ご参照)
- また、修正案(資料4)をベースに、概要版(資料5)を作成したので、併せてご確認いただきたい
- 本日の議論および意見募集の結果を踏まえ、今後は、以下のスケジュールで本行動計画を策定・公表する

6月29日(火)(本日)	本行動計画(案)の内容について意見募集(7月2日(金)17時期限)
7月7日(水)頃	第4回会合開催(書面予定)(本行動計画(最終版)を提示)
7月中下旬	本行動計画公表、金融機関宛通知

I - 2. いただいた主なご意見と対応案

項番	分類	ご意見	対応案
1	フォローアップ	<p>多くの方々が会議の場で「業態毎のフォローアップ」についてご意見をされていましたが、「業態別に手形レス・小切手レスがどのくらい進捗しているのか」、といった視点は重要であると思います。本検討会にすべての金融機関が参加しているわけではないことから、可能な限り、業態ごとの進捗状況について、フォローアップを行う方がよいと考えます。</p>	<p>業態ごとのフォローアップにつきましては、「3.評価・検証」に以下の項目を追加いたしました。今後、具体的なフォローアップ方法を検討して参ります。なお、現時点で想定しているフォローアップ体制は、本資料6頁のとおりです。</p> <p>(2) 業態別フォローアップ</p> <p>金融界における関係団体は、業態ごとに顧客特性等が異なることを踏まえ、自ら傘下会員金融機関における取組状況や課題を把握し、重点的に進めていくべき施策等を整理するなど、積極的にフォローアップする。なお、当該団体が取りまとめたフォローアップ結果は、本検討会に報告するものとする。</p>
2	実施スケジュール	<p>評価項目に異存はありませんが、項目毎に「実施スケジュール(目安)」をある程度設定しておいてもよいのではないか、と思います。</p> <p>例えば、手形・小切手帳発行手数料、取立手数料等の適正化につきまして、インフラが未整備で、取引条件が何も変更がない状況下の中小事業者にとって、手形・小切手帳等の発行手数料のみが見直されるとするならば、施策のフォロー時期を慎重に見定める必要があります。</p> <p>各業態の金融機関では、どのようなロードマップを作成して対応されようとしているのでしょうか。この点は、各金融機関にスケジュールを発表して頂いても良いのではと思います。</p>	<p>いただきましたご意見を踏まえ、「(1)金融機関の取組強化」に以下の記載を追加いたしました(本資料7頁参照)。</p> <p>なお、2024年度の中間的な評価における効果検証を実効的に行う観点から、各施策のうち「①決済に関連する手数料体系の見直し」については、2023年末まで、その他の施策については2024年末までを目安の時期として、検討を実施することが望ましい。</p>
3	教育・人材育成	<p>「各金融機関は、でんさいネットによる金融機関職員向け研修への講師派遣等を活用し、職員の育成・人材育成を行う必要(がある)」について、金融機関の内部職員の意識向上のため、「内部向け研修」の項目を追加してはどうか。</p> <p>「でんさいネット→金融機関職員」へのインプットだけでなく、「金融機関→内部」へのインプット(≒浸透)も、普及促進には不可欠と考えるためです。</p>	<p>いただきましたご意見を踏まえ、「e.金融機関職員の教育・人材育成」に以下の項目を追加いたしました。</p> <p>(b) 手形・小切手機能の全面的な電子化の意義に関する意識浸透</p> <p>各金融機関は、電子的決済サービスへの移行を主体的に推進するに当たり、手形・小切手機能の電子化の意義について各職員への意識浸透を図る必要がある。例えば、職員向けの研修・説明会などを実施することも考えられる。</p>

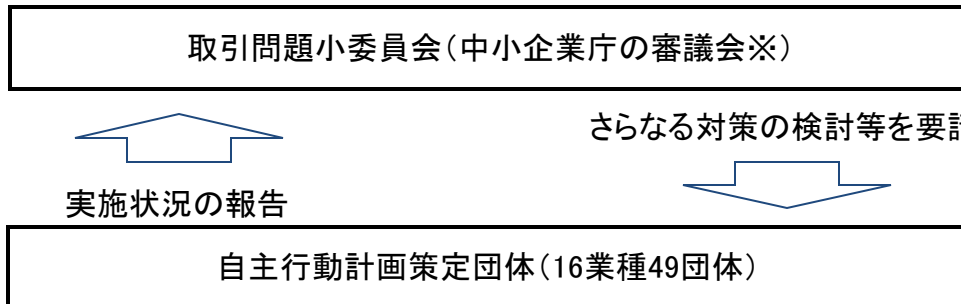


Ⅱ. 業態ごとのフォローアップについて

Ⅱ-1. フォローアップ体制 (案)

- 評価・検証は、本検討会が、各業態におけるフォローアップ結果等を踏まえ、実施
- なお、評価・検証結果を踏まえたさらなる対策の検討等の要請については、金融庁が行うことを想定

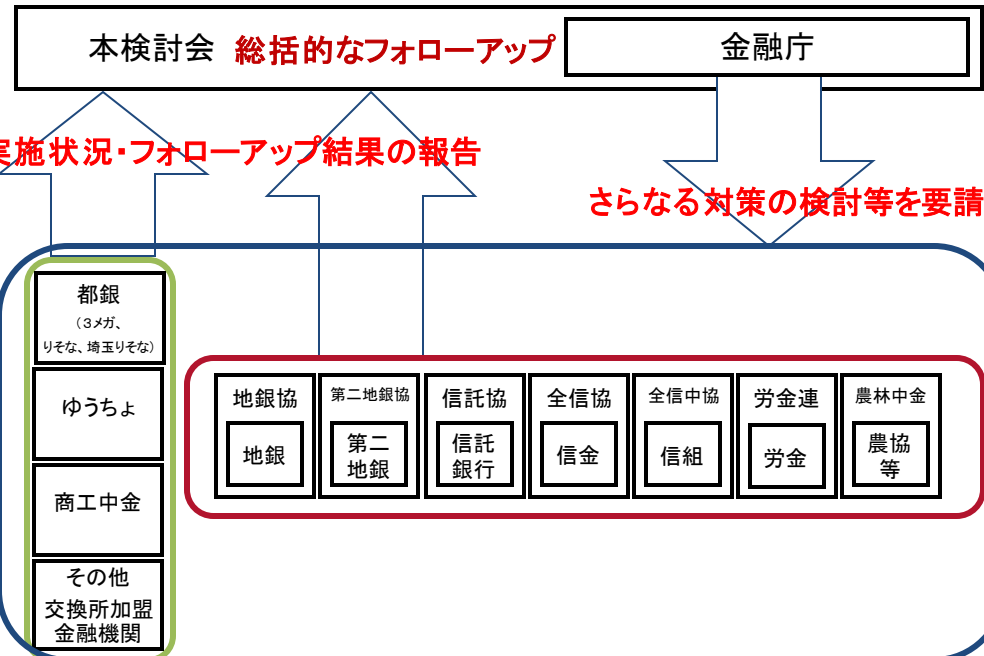
産業界における体制



※ 中小企業政策審議会経営支援分科会

- 2020年度は、9月から11月にかけて、経済産業省所管の12業種44団体が、実施状況についてフォローアップ調査を実施
- 調査対象は、各業界団体に所属する6,649社であり、2,519社から回答あり(回答率38%)
- 2021年3月には、取引問題小委員会(中小企業庁の審議会)において、策定業界団体から報告を受けるとともに、課題の改善や発注側と受注側の認識のズレの解消などについて議論
- その結果を踏まえ、業界ごとの課題に対し、取引適正化に向けたさらなる対策の検討等を各団体に要請

金融界における体制(案)



本行動計画から抜粋

金融界における関係団体は、金融機関ごとに、それぞれ顧客層や顧客による約束手形等の利用実態が異なることを踏まえ、顧客特性等に応じたきめ細かいフォローアップを行う。本検討会は、当該団体および都市銀行等におけるフォローアップ結果を踏まえ、総括的なフォローアップを行う。

Ⅱ-2. フォローアップの時期

- 本検討会は、毎年のフォローアップに加え、**2025年1～3月に、2024年末までの各金融機関における評価項目の取組状況を調査・確認のうえ、評価・検証し、その結果を取りまとめる(中間的な評価)**
- 2024年度の中間的な評価における効果検証を実効的に行う観点から、各施策のうち「①決済に関連する手数料体系の見直し」については、2023年末まで、その他の施策については2024年末までを目安の時期として、検討を実施することが望ましい

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026
フォローアップ	本行動計画策定 毎年のフォローアップ	毎年のフォローアップ	毎年のフォローアップ 達成状況の評価	毎年のフォローアップ 中間的な評価(本行動計画)	毎年のフォローアップ	毎年のフォローアップ 目標期限(最終評価)
目標 (全国手形交換枚数)	全銀協検討会報告書(2018年12月)における中間的な目標(2019～2023年)			本行動計画における目標(自主行動計画策定後～2026年度)		
			5年での削減 2,055万枚(手形・小切手・その他証券)			手形・小切手を ゼロに



III. Appendix

＜参考①＞ 成長戦略実行計画(2021年6月18日閣議決定)

- 6月18日に閣議決定された「成長戦略実行計画」には、約束手形の利用の廃止に関して、以下のとおり、記載されている

第10章 足腰の強い中小企業の構築 3. 大企業と中小企業との取引の適正化

(3) 約束手形の利用の廃止

本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。さらに、小切手の全面的な電子化を図る。

<参考②> 成長戦略フォローアップ(2021年6月18日閣議決定)

- 6月18日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」の参考資料として、「成長戦略フォローアップ工程表」が整理され、約束手形の利用の廃止に関して、以下のとおり、記載されている

(3) 大企業と中小企業との取引の適正化

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>					
<p>下請取引の適正化</p> <p>独占禁止法及び下請代金法の執行について、公正取引委員会の執行体制強化を検討</p> <p>改正下請振興法に基づく下請Gメンによる調査等を活用し、「振興基準」に基づく業所管大臣による指導・助言等により、取引慣行や商慣行の是正に、関係省庁が連携して取り組む。また、課題を抱える業界による新たな下請ガイドラインや自主行動計画の策定につなげる</p> <p>改正下請中小企業振興法に基づき、デジタル技術の活用等による中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者を認定する制度を創設するとともに、金融支援等を行うことにより、下請中小企業における従来の取引関係に依存しない新たな取引機会の創出や適正な価格転嫁等による取引の透明化等を図る</p>				<p>【内閣総理大臣(公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣)、経済産業大臣】</p> <p>【内閣総理大臣(国家公安委員会委員長)、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】</p> <p>【経済産業大臣】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の従業員一人当たりの付加価値額を今後5年間(2025年まで)で5%向上させる 中小企業から中堅企業に成長する企業が年400社以上となることを目指す 中小企業の全要素生産性を今後5年間(2025年まで)で5%向上させる 開業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す 海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後5年間(2025年まで)で10%向上させる サービス産業の労働生産性の伸び率が、2025年までに2.0%となることを目指す
<p>大企業と中小企業の連携促進</p> <p>パートナーシップ構築宣言について、官民をあげて周知や働きかけを実施し、2,000社の宣言を目指す</p> <p>宣言の拡大などを通じ、大企業と中小企業の連携強化を図っていく</p>				<p>【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(経済財政政策))、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】</p>	
<p>約束手形の利用の廃止</p> <p>産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求める</p> <p>約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する</p> <p>小切手の全面的な電子化を図る</p>				<p>【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(金融))、経済産業大臣】</p>	
<p>系列を超えた取引拡大</p> <p>電子受発注システムの標準化等を通じて、中小企業のみならず発注側企業等も含めたシステムの利用を促進し、中小企業・小規模事業者の系列を超えた取引拡大を促す</p>				<p>【経済産業大臣】</p>	



一般社団法人

全国銀行協会